

## 令和6年度 第3回宇部市公文書等管理委員会 会議の概要

日 時：令和6年11月19日（火） 14時～15時

場 所：宇部市役所 本庁3階 入札室

出席者：【委員】3名

【事務局】5名

【傍聴者】1名

### 1 公文書の定義について（案）についての報告

#### （事務局）

公文書の定義についての（案）について、前回委員会で皆様からいただいた意見に加え、庁内からも意見を聴取した。それらの意見等を踏まえた上で、よりわかりやすく庁内に周知し運用していく。庁内からの質問では、会議録の作成に関することや音声データの取扱いに関する事、文書管理システムや共有フォルダで保存できない書類の保存方法について、などの質問があった。

#### （委員会）

質問、意見等なし

#### （事務局）

令和7年1月から、公文書の定義についてのガイドラインを庁内へ周知のうえ試行運用していき、4月1日からの条例施行に向けて、さらに意見等あれば適宜修正していく。

### 2 規則・規程（宇部市公文書等管理条例施行規則、宇部市特定歴史公文書利用等規則、宇部市公文書管理規程）の案について

#### （事務局）

これらは、新たに公文書等の管理に関する規則や規程を制定するもので、令和6年3月に公布した「宇部市公文書等管理条例」第30条の規定に基づき、公文書等管理委員会に意見を聴くものである。

「宇部市公文書等管理条例施行規則」と「宇部市特定歴史公文書利用等規則」については、「宇部市公文書等管理条例」において、「市規則で定める」と規定した部分について、それぞれ詳細な内容を定めたものとなる。

「宇部市公文書管理規程」については、直接条例とは紐づいていないが、公文書の管理に関して実務レベルで詳細に定めたものとなる。

#### （委員会）

「宇部市特定歴史公文書利用等規則」の第3条に目録の作成と公表について記載があるが、閲覧場所が違っても公表される目録の項目は同じなのか。

#### （事務局）

公表する目録の項目はすべて同じ。

**(委員会)**

「宇部市公文書管理規程」において、現行の「宇部市文書取扱規程」から削除されている部分については、現状とはそぐわない内容のため削除しているのか。

**(事務局)**

現状に合わせて削除している。

**<決>**

全会一致で、規則・規程の案は可決された。

**(事務局)**

委員会で可決されたので、今後のスケジュールについて説明。

令和7年3月までに公布した上で、4月から施行する。

**3 廃棄予定簿冊の歴史公文書等妥当性について**

※審議内容については非公開